

第百八十九回国
会

参議院国土交通委員会会議録第十九号

平成二十七年九月一日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

七月三日

辞任

又市 征治君

補欠選任

吉田 忠智君

七月八日

辞任

大野 泰正君

補欠選任

世耕 弘成君

酒井 庸行君

中川 雅治君

七月九日

辞任

世耕 弘成君

補欠選任

大野 泰正君

中川 雅治君

酒井 庸行君

七月二十九日

辞任

大野 泰正君

補欠選任

堀井 巖君

太田 房江君

馬場 成志君

七月三十日

辞任

馬場 成志君

補欠選任

太田 房江君

八月三日

辞任

大野 泰正君

補欠選任

森 まさこ君

太田 房江君

山本 一太君

八月四日

辞任

酒井 庸行君

補欠選任

石井 みどり君

森 まさこ君

大野 泰正君

山本 一太君

太田 房江君

八月五日 矢倉 克夫君

山本 博司君

辞任

石井 みどり君

補欠選任

山下 雄平君

酒井 庸行君

金子 洋一君

岡田 直樹君

辞任

岡田 直樹君

補欠選任

蓮 舫君

山下 雄平君

辞任

酒井 庸行君

補欠選任

馬場 成志君

辞任

馬場 成志君

補欠選任

酒井 庸行君

補欠選任

堀井 巖君

酒井 庸行君

辞任

堀井 巖君

小池 晃君

辞任

堀井 巖君

補欠選任

堀井 巖君

堀井 巖君

辞任

堀井 巖君

堀井 巖君

辞任

堀井 巖君

堀井 巖君

辞任

堀井 巖君

堀井 巖君

辞任

堀井 巖君

堀井 巖君

辞任

堀井 巖君

堀井 巖君

辞任

堀井 巖君

堀井 巖君

辞任

堀井 巖君

堀井 巖君

辞任

堀井 巖君

堀井 巖君

大沼 みずほ君

鴻池 祥肇君

河野 義博君

山本 香苗君

鴻池 祥肇君

山本 香苗君

鴻池 祥肇君

山本 香苗君

鴻池 祥肇君

山本 香苗君

鴻池 祥肇君

山本 香苗君

鴻池 祥肇君

山本 香苗君

鴻池 祥肇君

山本 香苗君

鴻池 祥肇君

山本 香苗君

鴻池 祥肇君

山本 香苗君

鴻池 祥肇君

山本 香苗君

鴻池 祥肇君

山本 香苗君

鴻池 祥肇君

山本 香苗君

鴻池 祥肇君

山本 香苗君

鴻池 祥肇君

山本 香苗君

鴻池 祥肇君

山本 香苗君

鴻池 祥肇君

山本 香苗君

鴻池 祥肇君

山本 香苗君

鴻池 祥肇君

山本 香苗君

鴻池 祥肇君

山本 香苗君

鴻池 祥肇君

山本 香苗君

鴻池 祥肇君

山本 香苗君

鴻池 祥肇君

山本 香苗君

鴻池 祥肇君

山本 香苗君

鴻池 祥肇君

山本 香苗君

鴻池 祥肇君

山本 香苗君

鴻池 祥肇君

山本 香苗君

鴻池 祥肇君

山本 香苗君

鴻池 祥肇君

山本 香苗君

鴻池 祥肇君

山本 香苗君

鴻池 祥肇君

山本 香苗君

鴻池 祥肇君

山本 香苗君

鴻池 祥肇君

山本 香苗君

鴻池 祥肇君

山本 香苗君

鴻池 祥肇君

山本 香苗君

鴻池 祥肇君

山本 香苗君

山下 雄平君

渡辺 猛之君

金子 洋一君

田中 直紀君

前田 武志君

山本 博司君

室井 邦彦君

辰巳 孝太郎君

山口 和之君

和田 政宗君

脇 雅史君

太田 昭宏君

北川 イッセイ君

西村 明宏君

うえの 賢一郎君

青木 一彦君

田中 利幸君

青木 一彦君

田中 利幸君

青木 一彦君

田中 利幸君

青木 一彦君

田中 利幸君

青木 一彦君

田中 利幸君

青木 一彦君

田中 利幸君

青木 一彦君

田中 利幸君

青木 一彦君

田中 利幸君

青木 一彦君

田中 利幸君

青木 一彦君

田中 利幸君

青木 一彦君

○委員長(広田一君) 理事の補欠選任についてお諮り申し上げます。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(広田一君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に河野義博君を指名をいたします。

○委員長(広田一君) 航空法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取をいたします。太田国土交通大臣。

○国務大臣(太田昭宏君) ただいま議題となりました航空法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

無人航空機は、昨今急速に普及し、撮影、農業散布、インフラ点検等の分野で利用が広がっています。その一方で、人が密集している場所へ落下する事案が発生するなど、その安全性に対する懸念が生じているところであります。

このため、無人航空機の飛行を禁止する空域及び飛行の方法等の基本的なルールを定めることにより、無人航空機の安全な飛行を確保し、航空機の運航や地上の人等への影響を防止することが必要です。

このような趣旨から、この度の法律案を提出することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器であつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものを無人航空機と定義して

おります。

第二に、空港周辺等の空域や人家が密集している地域の上空においては、国土交通大臣の許可を受けなければ、無人航空機を飛行させてはならないこととしております。

第三に、無人航空機を飛行させる際は、国土交通大臣の承認を受けた場合を除いて、日中において、目視できる範囲で、人や物件との距離を保つて飛行させなければならないこと等としております。

その他、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○委員長(広田一君) 以上で趣旨説明の聴取は終了しました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十分散会

七月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、家賃補助制度の創設と住まいの安定確保に関する請願(第二四七六号)

一、精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願(第二四九四号)

一、家賃補助制度の創設と住まいの安定確保に関する請願(第二四九五号)(第二四九六号)

(第二四九七号)(第二四九八号)(第二四九九号)(第二五〇〇号)(第二五〇一号)(第二五〇二号)(第二五〇三号)(第二五〇四号)

一、JR大船渡線・山田線の鉄路による復旧に関する請願(第二五三五号)

第二四七六号 平成二十七年六月二十九日受理
家賃補助制度の創設と住まいの安定確保に関する請願

請願者 大阪市 松村純一郎 外四百九十
九名

紹介議員 辰巳孝太郎君

年収二百万円以下で、働いても生活できる賃金が得られないワーキングプアと呼ばれる人が全国で千百万人を突破し、経済のグローバル化に伴い、派遣・パートなど非正規で働く労働者の多くが短期で不安定な就労の上に低賃金で働かされている。失業したり、病気で働けなくなつてアパートの家賃の支払が困難となり、ネットカフェで生活したり、ホームレスに転落したり、家を借りることも困難で友人宅を転々とする若者が増えている。最近都会で急増している脱法ハウスと呼ばれる危険で劣悪な施設が、収入が不安定で初期費用も確保できず、保証人を立てられない若者などアパートに入居できない人の受皿となつている状態である。我が国の住宅政策は、公的な賃貸住宅は年々削減され、低所得者や高齢者が低家賃で安心して住める公営住宅が圧倒的に不足している。ヨーロッパでは若者が自立して生活できるように低家賃の社会住宅(公営住宅)や住宅手当など家賃補助制度が大きな役割を果たしている。居住貧困と高齢化が進む中で、公営住宅の建設と供給を促進し、低家賃で良質な民間賃貸住宅に安心して住み続けられるように、家賃補助制度の創設と住まいの安定確保のための支援策を抜本的に強化することを求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、低所得で住宅に困窮している賃貸住宅居住者に家賃補助制度を創設すること。

二、民間賃貸住宅入居の際に入居差別を受けたり、保証人を確保できない人に公的保証制度の創設を含め住まいの安定確保のための居住支援策を具体化すること。

三、公営住宅入居階層や最低居住水準未達世帯に對して公営住宅を計画的に建設し、公営住宅の供給を促進すること。公営住宅に若者単身者も入居できるようにすること。

第二四九四号 平成二十七年六月三十日受理

精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 埼玉県所沢市 高木智子 外六百

九十九名

紹介議員 西田 実仁君

この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二四九五号 平成二十七年六月三十日受理

家賃補助制度の創設と住まいの安定確保に関する請願

請願者 京都市 稲原晶子 外百十七名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二四七六号と同じである。

第二四九六号 平成二十七年六月三十日受理

家賃補助制度の創設と住まいの安定確保に関する請願

請願者 滋賀県大津市 永井喜代子 外百

十七名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二四七六号と同じである。

第二四九七号 平成二十七年六月三十日受理

家賃補助制度の創設と住まいの安定確保に関する請願

請願者 東京都中野区 廣田房枝 外百十

七名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二四七六号と同じである。

第二四九八号 平成二十七年六月三十日受理

家賃補助制度の創設と住まいの安定確保に関する請願

請願者 東京都昭島市 亀井敏子 外百十

九名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二四七六号と同じである。

第二四九九号 平成二十七年六月三十日受理
家賃補助制度の創設と住まいの安定確保に関する
請願

請願者 京都市 弥栄昭仁 外百十七名
紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第二四七六号と同じである。

第二五〇〇号 平成二十七年六月三十日受理
家賃補助制度の創設と住まいの安定確保に関する
請願

請願者 東京都西多摩郡瑞穂町 丸山和子
外百十七名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二四七六号と同じである。

第二五〇一号 平成二十七年六月三十日受理
家賃補助制度の創設と住まいの安定確保に関する
請願

請願者 東京都東大和市 松田澄子 外百
十七名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第二四七六号と同じである。

第二五〇二号 平成二十七年六月三十日受理
家賃補助制度の創設と住まいの安定確保に関する
請願

請願者 大阪府豊中市 増田紗知子 外百
十七名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二四七六号と同じである。

第二五〇三号 平成二十七年六月三十日受理
家賃補助制度の創設と住まいの安定確保に関する
請願

請願者 堺市 山田和子 外百十七名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第二四七六号と同じである。

家賃補助制度の創設と住まいの安定確保に関する
請願

請願者 大阪府八尾市 村上栄子 外百十
七名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第二四七六号と同じである。

第二五三三号 平成二十七年七月二日受理
JR大船渡線・山田線の鉄路による復旧に関する
請願

請願者 岩手県盛岡市 鈴木智子 外三百
四十九名
紹介議員 倉林 明子君
岩手県内の東日本大震災津波被災地では、土
地、建築資材費等の高騰が深刻な影響をもたら
しており、住宅再建支援金の増額が必要である。仮
設住宅生活が長期化する下で被災者の健康悪化が
懸念されており、医療費等の一部負担金などの免
除を継続するには国の財政支援が必要である。雇
用の確保、地域経済のためにも生業の再生は欠か
せない。通学・通勤、通院の足を確保するため
に、JR東日本は鉄路復旧に責任を持つべきであ
る。国が被災者本位の一日も早い復興を国政の最
優先課題として位置付け、施策を一層強化するこ
とを求める。

ついては、次の措置を採らねばならない。
一、JR東日本の責任でJR大船渡線・山田線の
鉄路復旧を早期に実現するために、国による指
導・助言などを行うこと。

七月十七日本委員会に左の案件が付託された。
一、無駄な大規模公共事業から環境重視・生活
関連型事業への転換に関する請願(第二五五
七号)

第二五五七号 平成二十七年七月九日受理
無駄な大規模公共事業から環境重視・生活関連型
事業への転換に関する請願

請願者 高知市 田中勝夫 外十七名
紹介議員 仁比 聡平君
今日、公害は終わるどころか、二〇一一年の東
京電力福島原発事故による放射能汚染被害を始め
土壌・大気・水質の汚染、新たな薬害や基地騒音
の増大、アスベストによる健康被害の更なる顕在
化等々健康や環境の破壊が進んでいる。福島原発
事故は、福島の人々に取り返しつかない被害を
与えたばかりか、地震・火山・台風など自然災害
頻発化と結び付いて、国民に底知れない恐怖を与
えている。例えば、PM_{2.5}の問題は大気汚染
の新旧の被害を解き明かしつつあり、放射線やア
スベストの被害も医学・科学の発展によって様々
な疾病との関連が解明されつつあるように、公害
や環境破壊は終わるどころか新たな様相を持って
立ち現れている。また、地球温暖化の危機は、環
境を激変させ、人類の生存をも脅かすものとなっ
ている。温室効果ガス削減の実現に向け政府に対
し産業部門のCO₂削減の義務付けを迫る課題も
待ったなしである。さらに、政府と財界は環太平
洋連携協定(TPP)への参加を表明しているが、
国民の合意のないままTPPに参加することには
反対である。この一年余、政府による一方的な諸
政策により我が国を戦争する国へ導く道ではない
かとの危惧が増大している。戦争は最大の環境破
壊と言ふべき最悪の事態であり、この動きに強く
抗議する。

ついては、次の措置を採らねばならない。
一、自然破壊・生活環境破壊と財政破綻を招く無
駄な大規模公共事業(ダム、道路、リニア新幹
線等々)を見直し、環境重視・生活関連型事業
に転換すること。

七月三十一日本委員会に左の案件が付託された。
一、巨大大防潮堤より避難道を求めることに関す
る請願(第二六二九号)

巨大大防潮堤より避難道を求めることに関する請
願

請願者 京都市 鳴畑道博 外七十九名
紹介議員 田城 郁君
この請願の趣旨は、第二〇四三号と同じである。

八月七日日本委員会に左の案件が付託された。
一、精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制
度を適用すること等に関する請願(第二七一
二号)

第二七一二号 平成二十七年七月二十七日受理
精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適
用すること等に関する請願

請願者 川崎市 島崎暢子 外六百九十九
名
紹介議員 牧山ひろえ君
この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

八月十四日本委員会に左の案件が付託された。
一、気象事業の整備拡充を求めることに関する
請願(第二八八二号)

一、海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡
充に関する請願(第二八八三号)
一、精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制
度を適用すること等に関する請願(第二八八
四号)

一、震災復興、国民の安全・安心の実現へ建設
産業の再生に関する請願(第二八八五号)(第
二八八六号)(第二八八七号)(第二八八八号)
(第二八八九号)(第二八九〇号)(第二八九一
号)(第二八九二号)(第二八九三号)(第二八九
四号)(第二八九五号)

第二八八二号 平成二十七年八月五日受理
気象事業の整備拡充を求めることに関する請願

請願者 堺市 廣崎めぐみ 外九百十五名

紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第一八〇二号と同じである。

第二八八三号 平成二十七年八月五日受理
海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願

請願者 大阪府羽曳野市 神村鈴江 外五
百四十名

紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第一八〇八号と同じである。

第二八八四号 平成二十七年八月五日受理
精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 茨城県銚田市 山口貴美恵 外七
百十七名

紹介議員 横山 信一君
この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二八八五号 平成二十七年八月五日受理
震災復興、国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生に関する請願

請願者 富山県中新川郡立山町 大黒和美
外三千二百三十一名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一八一四号と同じである。

第二八八六号 平成二十七年八月五日受理
震災復興、国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生に関する請願

請願者 京都市 奥村恭子 外三千二百三
十一名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一八一四号と同じである。

第二八八七号 平成二十七年八月五日受理
震災復興、国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生に関する請願

請願者 秋田県鹿角市 山本徳雄 外三千

二百三十一名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一八一四号と同じである。

第二八八八号 平成二十七年八月五日受理
震災復興、国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生に関する請願

請願者 東京都杉並区 川原梢子 外三千
二百三十一名

紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第一八一四号と同じである。

第二八八九号 平成二十七年八月五日受理
震災復興、国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生に関する請願

請願者 京都府与謝郡与謝野町 葉賀京子
外三千二百三十一名

紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第一八一四号と同じである。

第二八九〇号 平成二十七年八月五日受理
震災復興、国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生に関する請願

請願者 東京都台東区 渡辺健介 外三千
二百三十一名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一八一四号と同じである。

第二八九一号 平成二十七年八月五日受理
震災復興、国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生に関する請願

請願者 東京都小金井市 村上安久 外三
千二百三十一名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一八一四号と同じである。

第二八九二号 平成二十七年八月五日受理
震災復興、国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生に関する請願

請願者 京都府宇治市 佐野しげ子 外三
千二百三十一名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一八一四号と同じである。

第二八九三号 平成二十七年八月五日受理
震災復興、国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生に関する請願

請願者 大阪市 児島多恵 外三千二百三
十二名

紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第一八一四号と同じである。

第二八九四号 平成二十七年八月五日受理
震災復興、国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生に関する請願

請願者 香川県高松市 小早川定美 外三
千二百三十一名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一八一四号と同じである。

第二八九五号 平成二十七年八月五日受理
震災復興、国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生に関する請願

請願者 大阪市 中井いづみ 外三千二百
三十一名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一八一四号と同じである。

八月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国土強靱化の名による不要不急の大型開発をやめ、防災・老朽化対策を優先することに関する請願(第三〇三九号)
一、JR大船渡線・山田線の鉄路による復旧に関する請願(第三〇六〇号)

第三〇三九号 平成二十七年八月十一日受理
国土強靱化の名による不要不急の大型開発をやめ、防災・老朽化対策を優先することに関する請願

請願者 東京都武蔵野市 佐々木あや子
外七百十二名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第二四四号と同じである。

第三〇六〇号 平成二十七年八月十二日受理
JR大船渡線・山田線の鉄路による復旧に関する請願

請願者 岩手県北上市 菅原真紀 外三百
四十九名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第二五三五号と同じである。

八月三十一日本委員会に左の案件が付託された。
一、航空法の一部を改正する法律案

航空法の一部を改正する法律案
航空法の一部を改正する法律案
航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 雑則(第百三十二条―第百三十七条の四)」を「第九章 無人航空機(第百三十二条―第百三十三条―第百三十四条―第百三十五条―第百三十六条―第百三十七条の四)」に、「第十章 雑則(第百三十三条―第百三十四条―第百三十五条―第百三十六条―第百三十七条の四)」に、「第十章」を「第十一章」に改める。

第一条中「図ることを」を「図ること等」に改める。
第二条第一項中「及び飛行船を」、「飛行船」に、改め、同条に次の一項を加える。

「航空の用に供することができる機器」を「機器」に改め、同条に次の一項を加える。

この法律において「無人航空機」とは、航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器であつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができるもの（その重量その他の事由を勘案してその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）をいう。

第百五十七條の三の次に次の一条を加える。

（無人航空機の飛行等に関する罪）

第百五十七條の四 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第百三十二條の規定に違反して、無人航空機を飛行させた者

二 第百三十二條の二第一号から第四号までの規定に違反して、無人航空機を飛行させた者

三 第百三十二條の二第五号の規定に違反して、無人航空機により同号の物件を輸送した者

四 第百三十二條の二第六号の規定に違反して、無人航空機から物件を投下した者

第十章を第十一章とする。

第百三十二條を削る。

第九章を第十章とし、第八章の次に次の一章を加える。

第九章 無人航空機

（飛行の禁止空域）

第百三十二條 何人も、次に掲げる空域においては、無人航空機を飛行させてはならない。ただし、国土交通大臣がその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

一 無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定める空域

二 前号に掲げる空域以外の空域であつて、国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上空

（飛行の方法）

第百三十二條の二 無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる方法によりこれを飛行させなければならない。ただし、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる方法のいずれかによらずに飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて国土交通大臣の承認を受けたときは、その承認を受けたところに従い、これを飛行させることができる。

一 日出から日没までの間において飛行させること。

二 当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。

三 当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に国土交通省令で定める距離を保つて飛行させること。

四 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行させること。

五 当該無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通省令で定めるものを輸送しないこと。

六 地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める場合を除き、当該無人航空機から物件を投下しないこと。

（捜索、救助等のための特例）

第百三十二條の三 前二條の規定は、都道府県警察その他の国土交通省令で定める者が航空機の事故その他の事故に際し捜索、救助その他の緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的のために行う無人航空機の飛行については、適用しない。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、無人航空機（この法律による改正後の第二條第二十二項に規定する無人航空機をいう。以下この条において同じ。）に関連する技術の進歩の状況、無人航空機の利用の多様化の状況その他の事情を勘案し、無人航空機の飛行の安全に一層寄与し、かつ、無人航空機を使用する事業の健全な発展に資する方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律の一部改正）

第三条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二項中「並びに第百三十一條を」と、第百三十一條、第百三十二條並びに第百三十二條の二に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第四条 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百七條第一項中「第九十條」の下に、「第百三十二條、第百三十二條の二」を加える。

平成二十七年九月七日印刷

平成二十七年九月八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F